

大気汚染

放射能汚染

うんざりだ!

もうこれ以上の産廃施設はいらない。

私たちと同じ市民の皆さんに
知っていただきたい
今このまちで起きていること

水質汚染

本協議会は、那須地域の『人と自然と食』に係わる全ての環境問題に関し、市民の立場で環境問題等を関係者、関係機関と連絡調整を行いつつ、那須地域のランドデザインを構想・立案するとともに、行政等に対し具体的提案を行うことを目的としています。

www.nasurenkyo.org

那須地域環境対策連絡協議会
連絡先・080-2257-9560

湯宮地区

産業廃棄物最終処分場問題

文責 湯宮自治会長 田代美代子
湯宮産業廃棄物対策協議委員会 山中祐輔

水源の地に、有害物質の流出の恐れがある素掘りの処分場を、受け入れようとすることを見逃すことができませんか？

ことの発端は平成9年、肥料保管と称してすでに廃棄している業者が約3千㎡の汚泥の不法投棄を行ったことでした。平成18年、行政から「この汚泥を処分せよ。」と言われたが、「多額の費用が掛かるので、汚泥を処分した跡地に産廃処分場を作らせて欲しい。」と地主が産廃の同意書を持って署名捺印を貰いに各家を回りました。同情心から同意書に判を押した家も多かったのですが、後に「行政による汚泥処分の指導をした事実はない。」という事が判明しました。

平成24年2月2日、事業の取り下げ書が提出され、「改めて同意書の取得を行う。」という事でしたが、うやむやのまま平成26年6月24日、埋立容積が8万3千㎡から23万2千7百㎡と約2.8倍に規模が拡大したのにも関わらず、「過半数の同意がある。」という業者のデータを鵜呑みにし、県が事前協議を終了してしまいました。平成27年5月意見書を提出しましたが、同6月13日ついに産業廃棄物最終処分場設置許可がおりてしまいました。こ

れを容認すると、この手法で産廃最終処分場を建設することが容易となり、産廃処分場が次々に設置されること予想されます。

今、目の前に提示されたこの問題に対して湯宮は、いったい何ができるでしょうか！

遠い昔から永永と守られてきたこの山河、広く平野をうるおし海に至る豊かな水。その水源域の地にあつて水の安全を守るこそこの地に生きる者の最大の使命ではないでしょうか。例えば、産廃処分場がこの地に出て、もしもそこから有害物質が流出しても、湯宮に住む私たちには、直接の害はほとんど有りません。いつか、下流のどこかで被害が出て湯宮には関係ありません。

そうでしょうか？

それで本当に水源は守られるのでしょうか。水源とは、赤ちゃんにお乳をあたる母のように、何の疑いも無く口に含み飲むことのできる水の出る場所のことです。その水源の地に、有害物質の流出の恐れがある素掘りの処分場を、受け入れようとするを見逃すことができますか？

子を思う親の気持ちになって考えてみて下さい。

今ならまだ間に合います。

もっと確かな、安全な処理方法と場所を、携わる方々の英知と努力にゆだねて、私たちは水源の地を守りましょう。その水を飲み、田畑に使う下流域の方々に広く御支援及び御協力を仰ぎ、この思いを伝えて行かなければなりません。

戸田地区

嗚呼「たられば」論

戸田自治会長 石井博

私が生活を送っている戸田地域は那須野が原扇状地の厚い砂礫地層であり百メートル掘っても地下水は出ず、先人の開拓者たちは石と水との戦いを余儀なくされた歴史が存在します。もしもこの地域が砂礫層でな

戸田は四季のメリハリが程よく効いた風光明媚な場所と言われているし、私もそう感じます。ただし産廃施設がなければ・・・。

かったら、容易に土地を耕すことができてどんなに農業生産効率が上がったことでしょうか。砂礫層で地下水の乏しい地は産業廃棄物施設設置に格好のターゲットになってしまいました。

毎日、多くの人々が通称「横断道路や板室街道」を往来して那須高原の雰囲気を味わい、思い出を作っています。栃木県条例に制定されている自然景観保全地域の周辺に住む者としては、もっとPRに努めなければならぬのかもしれない。もしも産廃施設がなかったら、大声あげ



てこの地を売り込むことでしょうか・・・。

戸田は勿論のこと、この地域は農業とりわけ酪農が盛んな地であります。：もしも産廃施設がなかったら、風評被害などの心配を持たずひたすら生産にいそしむはずです。

産廃施設は景観の悪化や生活環境の破壊につながってしまいます。

約10年前には、多くの皆さんの支持と応援のもとで大規模産廃施設計画を頓挫させた経験があります。この地域には、すでに多くの産業廃棄物が埋設されている現実を鑑みると、もはや社会的な犠牲と役割はとうに果たしているはずであるという

思いにかられます。今年度に入り、戸田隣接地域にまたしても県に対して産廃施設設置の申請がなされ、着々と事務手続きが進められています。那須連協のインシアティブのもと、「もうこれ以上の産廃施設設置はうんざりである」というスローガンを掲げているものの、結果的にその思い、願いは届かない結果になってしまうのでしょうか。

許可権限を有する県が神様であつたら、公平の原則からしても戸田界隈の地に対しての産廃施設許可などは制限することでしょうか。

法律や基準などに逸脱していなければ認めざるを得ないという通り一遍の理論にも閉口してしまいます。

大辞泉で『たられば』の用語解説をみると、「してもしかたがない話という意味で使われることが多い。」と出ています。

・・・むなしさが一層つのってまいります。

